

「電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程細則の一部改定について」

(新旧対照表)

(下線部変更箇所)

改定前	改定後
<p>(休業日等)</p> <p>第3条 記録機関の電子債権記録業に係る休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日及び3日並びに12月31日</p> <p>2 記録機関は、必要があると認めるときは、休業日であっても、臨時に業務を取り扱う日（以下この項において「臨時業務取扱日」という。）を定めることができる。この場合において、記録機関は、臨時業務取扱日を定めた旨をあらかじめインターネットサービス、書面の送付その他の相当な方法をもって利用者の了知可能な状態に置くものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>[新設]</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第3条 記録機関の電子債権記録業に係る休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日及び3日並びに12月31日</p> <p>2 記録機関は、必要があると認めるときは、休業日であっても、臨時に業務を取り扱う日（以下この項において「臨時業務取扱日」という。）を定めることができる。この場合において、記録機関は、臨時業務取扱日を定めた旨をあらかじめインターネットサービス、書面の送付その他の相当な方法をもって利用者の了知可能な状態に置くものとする。</p> <p><u>3 電子記録債権の発生記録に記録された支払期日が当該発生記録の後に第1項に規定する休業日に該当することとなった場合における業務規程第23条及び第24条の規定の適用に当たっては、これらの規定中「支払期日」とあるのは「支払期日の翌営業日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>3 第3条第3項の追加は、令和2年9月14日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p>